

## RCEP の貿易創出効果——原産地規則の観点から

早川和伸

- 既存の地域貿易協定に比べ、①より柔軟な品目別規則の存在、②自己証明制度の利用、③累積可能な範囲の拡大、が RCEP の重要な特徴である。
- これまで原産地規則を満たせずに地域貿易協定を利用できなかった企業が RCEP を利用したり、原産地規則の順守コストの低下によりこれまで以上に輸出量を拡大したりする可能性がある。

2020年11月、ついに東アジア地域の包括的経済連携(RCEP)が15カ国(日中韓にASEAN10カ国、そしてオーストラリア、ニュージーランド)の間で署名された。終盤でインドの離脱があったものの、7年半に及ぶ交渉もついに終わりを告げた。本レポートでは、RCEPの貿易創出効果について、原産地規則の観点から議論したい。とくに「品目別規則」「原産地証明制度」「累積規定」の3つの視点から議論する。

## 品目別規則

まず、RCEPで設定されている原産地規則を、その他の域内地域貿易協定(RTA)における原産地規則と比較してみる。とくに、ASEAN物品貿易協定(ATIGA)、および4つのASEAN+1 RTAの原産地規則と比較する。後者にはオーストラリア・ニュージーランドとのRTA(AANZ)、中国とのRTA(AC)、日本とのRTA(AJ)、韓国とのRTA(AK)を含む。インドとのASEAN+1 RTAを含まないのは、このRTAにおける原産地規則は「6桁レベルの関税番号変更基準と付加価値35%」の併用基準をすべての品目に設定しており、十分に厳しいことが分かっているためである。

比較を容易にするために、細かい例外規定、補足規定は無視し、大雑把に原産地規則を分類する。まず完全生産品(WO)、加工工程基準(TECH)、付加価値基準(VA)、関税番号変更基準に分けられる。VAは求められる閾値に応じて、

数字を付記し、例えば40%付加価値基準であれば、VA40とする。また、関税番号変更基準は、HS2桁レベルをCC、HS4桁レベルをCH、HS6桁レベルをCSとして分類する。最後に、併用基準であれば「&」、選択基準であれば「/」でつなげることにする。原産地規則はHS6桁レベルで定義されるため、このレベルで各規則が設定されている品目数を調べる。

表 1. RTA 別、原産地規則別の品目数

	ATIGA	AANZ	AC	AJ	AK	RCEP
CC		297	1	1,479	5	1,100
CC&VA40					2	
CC/VA40	511	841	8	122	524	288
CH		203		416	11	475
CH&V40					1	
CH&V55					3	
CH&V60					1	
CH/(CS&VA35)/VA40		197				
CH/VA40	4,559	2,180	113	2,921	3,900	2,410
CH/VA40/TECH						78
CH/VA50					1	
CS				7		16
CS&VA35						
CS&VA40		3				
CS/VA40	129	1,037		34	73	634
CS/VA45					1	
TECH		70				
VA35					3	
VA40	1	68	5,074	222	26	39
VA45					40	
VA60					5	
VA70					1	
WO	4	308	8	3	607	164

出所) 各 RTA の協定書をもとに筆者による計算。

表 1 に規則別、RTA 別の品目数が示されている。一番右の列に RCEP の原産地規則が示されているが、ASEAN を含む RTA において典型的な原産地規則である、CH/VA40 が最も多い。他の RTA との比較で目立つのが、AANZ ほどではないものの、CH/VA40 より柔軟な規則である、CS/VA40 が多いことである。この点を除くと、分布は AJ における原産地規則と似通っている。実際、この粗い分類に基づくと、全 5,204 品目中、3,314 品目 (64%) で同じ原産地規則が設定されている。まとめると、RCEP では相対的には柔軟な原産地規則が設定されていると言える。

表 2. RCEP と ATIGA に対する品目別規則の比較 (品目数)

RCEP	ATIGA				
	CC/VA40	CH/VA40	CS/VA40	VA40	WO
CC	492	605			3
CC/VA40	8	280			
CH	4	453	16	1	1
CH/VA40	7	2,299	104		
CH/VA40/TECH		78			
CS		16			
CS/VA40		625	9		
VA40		39			
WO		164			

出所) 各 RTA の協定書をもとに筆者による計算。

さらに、RCEP の品目別規則において最も重要な点は、その他 RTA よりも柔軟な原産地規則が設定されている品目がそれなりの数存在することである。例えば、ATIGA で CH/VA40、RCEP で CS/VA40 になっている品目が 600 以上ある。また相対的には柔軟な原産地規則が設定されていることが多い AANZ と比べても、RCEP で CS/VA40 が設定されている品目のうち、AANZ でより厳しい規則されている品目が 200 弱ある。同様に、AANZ で CC/VA40、RCEP で CH/VA40 になっている品目も 200 弱ある。

表 3. RCEP と AANZ に対する品目別規則の比較 (品目数)

RCEP	AANZ					
	CC	CC/VA40	CH	CH/VA40/ (CS&VA35)	CH/VA40	その他
CC	294	493	6		92	215
CC/VA40	3	140			103	42
CH		4	194		244	33
CH/VA40		175	3	48	1,718	466
CH/VA40/TECH					5	73
CS						16
CS/VA40		8		149	8	469
VA40		1			6	32
WO		20			4	140

出所) 各 RTA の協定書をもとに筆者による計算。

このように柔軟な原産地規則が設定されていることから、原産地規則を原因とした RCEP の不利用は相対的には起こりづらいと言える。このことは、初めて中国、韓国との間で RTA が締結された日本にとって重要であろう。さらに、既存 RTA と比べても柔軟な原産地規則が設定されている品目があることから、既存 RTA のある国ペアでも、原産地規則を理由として RCEP が利用される可能性がある。とくにこれまで原産地規則を理由として RTA を使っていなかった輸出企業が、RCEP の原産地規則を満たせるならば、これまでよりも RTA 利用企業が増えることになり、貿易も拡大する。

### 原産地証明制度

次に原産地証明制度について議論したい。RCEP では発効時から認定輸出者制度(当局などから認定を受けた輸出者が自己証明できる制度)が利用可能である。本制度は ATIGA をはじめ、域内のいくつかの RTA でも認められている。しかしながら、これまで本制度が認められていなかった国ペアでは、認定輸出者制度の利用を目的として、既存の RTA から RCEP に乗り換えるかもしれない。

また RCEP では、各国で発効後、一定期間内(カンボジア、ラオス、ミャンマーでは 20 年以内、その他の国では 10 年以内)に輸出者による自己証明制度が導入される。そして、日本では輸入者による自己証明制度が発効とともに認められる。その他の国でも、RCEP が全署名国で発効した後、5 年以内に輸入者による自己証明制度の導入が検討される。包括的・先進的 TPP 協定(CPTPP)では自己証明制度が導入されており、域内でも既に自己証明制度を利用できる RTA が存在するが、大部分の国ペアでは利用できなかったため、自己証明制度の利用を目的として RCEP を利用するかもしれない。

当局とのやり取りを必要としない分、タイムリーに原産地証明書を入手(作成)できるという点で、自己証明制度を選好する企業も多い。また自己証明制度の場合、事務手数料もかからない。一方で、当局とのやり取りを通して、原産地証明の方法をチェック、相談することができ、一種のコンサルティング機能を有することから、第三者証明制度を選好する企業も、中小企業を中心に少なくない。したがって、コンプライアンス体制を整えやすい大企業などは、他

## RCEP の貿易創出効果——原産地規則の観点から

の条件が同一ならば、既存 RTA から RCEP に乗り換えるかもしれない。そして、自己証明制度の利用により原産地証明にかかる実質的コストが低下するならば、貿易も拡大するであろう。

**累積**

最後は「累積規定」である。これは、その他の RCEP 加盟国から輸入した部材を輸出国原産とみなせる規定であり、輸出国のみの付加価値、生産工程よりも、原産地規則を満たせる可能性が増す。これまで ASEAN 内の分業では ATIGA で、ASEAN 諸国と各プラスワン国の間の分業では ASEAN+1 RTA で累積が認められていた。したがって、RCEP により期待されるのは、ASEAN 諸国と 2 国以上のプラスワン諸国（オーストラリアとニュージーランドの組み合わせは除く）を巻き込んだサプライチェーンにおける累積規定の利用である。例えば、日本からの輸入部材を用いて、タイで完成品を作り、それを中国に輸出するようなフローにおいて、タイから中国に輸出する際に、RCEP を利用するならば日本からの輸入部材をタイ原産とみなせるようになる。こうした RCEP 内累積により、これまで既存の RTA の原産地規則を満たせなかった輸出企業でも、原産地規則を満たせるようになるかもしれない。

我が国では、ASEAN 諸国との間に、二国間 RTA のみならず、ASEAN+1 RTA も結んでいる。後者は、複数の ASEAN 諸国と日本の間の分業において、累積規定を利用した原産地規則順守を容易にさせるためであり、上記の RCEP の効果と同様のものを期待している。ただし、RCEP ではその他のプラスワン諸国も含まれるため、累積可能な範囲が広がる。こうした効果により、これまでよりも多くの企業が RTA を利用し、貿易が拡大することが期待される。またすべての署名国で RCEP が発効した後、完全累積の導入も検討され、さらに原産地規則を満たしやすくなるかもしれない。

以上がしばしば言及される RCEP の重要な役割の一つであるが、一点、注意が必要である。RCEP 加盟国の多くで、輸出品製造のための部材輸入に対する関税払戻制度が存在する。この制度を利用することで、RCEP を利用せずとも、先のフローでは、タイで日本からの輸入部材に対する関税は免除される（払い戻される）。さらに関税払戻制度の場合、原産地規則もないため、先のフローにおける日本の輸出企業にとっては使い勝手がいい。

したがって、このようなサプライチェーンのなかで RCEP を利用するかは、タイから輸出される品目に対する、中国の最恵国待遇（MFN）税率が高いか否かに依存する。タイの輸入で関税還付制度を利用した場合、当該輸入部材は例え RCEP 加盟国の日本からの輸入であっても累積できない。したがって、中国向け輸出時に原産地規則を満たせなくなるかもしれない。その場合、中国では MFN 税率を支払う必要がある。もしこの MFN 税率が高いならば、タイでの輸入時も含め、RCEP を利用し、日本からの部材を累積し、中国へ RCEP 税率を用いて輸出したほうがよいことになる。

このことから、全品目の半分近くの品目で既に MFN 税率がゼロとなっている、日本を最終消費地とするようなサプライチェーンの場合、RCEP よりも関税還付制度が志向されるかもしれない。一方、日本では関税還付制度が一般に利用可能でないため、日本を中間生産地を含むようなサプライチェーンでは、サプライチェーン内に関税還付制度でつないでいくことができないため、RCEP が利用されるかもしれない。また、タイで生産された完成品の一部をタイ国内市場でも販売したい場合も、RCEP 利用のインセンティブとなる。

**おわりに**

本レポートでは、RCEP が貿易を増加させる可能性を、原産地規則の観点から議論してきた。重要なポイントは、これまで RTA が存在しなかった日中間、日韓間を除けば、既存 RTA に比べ、RCEP の原産地規則がどのような違いを有しているか、ということである。そして、①より柔軟な品目別規則の存在、②自己証明制度の利用、③累積可能な範囲の拡大、が重要な違いであることを指摘した。これらにより、これまで原産地規則を満たせずに RTA を利用できなかった企業が RCEP を利用したり、原産地規則の順守コストの低下によりこれまで以上に輸出量を拡大できたりする可能性を秘めている。すなわち、原産地規則の観点からも、RCEP は貿易創出効果を持つことが期待される。

（はやかわ かずのぶ／開発研究センター・経済地理研究グループ）